退職（予定）社員の方へ

（会社名）

退職手続のご案内

下記について　　　　　　へ速やかに提出または返還してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出・返還するもの | 備考 | 本人ﾁｪｯｸ |
| 退職願 | 対象：自己都合で退職する方  会社所定の様式を使用し、原則として退職予定日の１ヵ月以上前、少なくとも１４日以上前に提出して下さい。 | □ |
| 社員証、社員バッヂ、名刺等身分を証する物 |  | □ |
| 健康保険被保険者証（本人及び扶養家族） | 対象：社会保険の加入者  退職日の翌日以降は使用できません。 | □ |
| 作業服、制服 | 貸与した作業服・制服については必ず返還して下さい。自己負担で購入した作業服・制服については、不要であれば回収いたします。会社ネームを付けたまま退職後に使用することは認めません。（ネームを削除して下さい） | □ |

下記について、必要な方は申告して下さい。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申告していただくこと | 説明 | 本人ﾁｪｯｸ |
| 「雇用保険被保険者離職票２」の要、不要について | 対象：雇用保険加入者  雇用保険被保険者離職票２は雇用保険の失業給付を受ける際に必要になるものです。必要な方は、ご連絡下さい。連絡がない場合は、不要とみなします。 | □ |
| 「健康保険、厚生年金保険資格喪失連絡票」の要、不要について | 対象：社会保険加入者  社会保険の資格喪失後、国民健康保険に加入する場合に市町村役場で必要です。ただし、雇用保険被保険者離職票２でも左記の代わりとする市町村役場もあります。 | □ |
| 住民税の一括徴収の希望について | ６月～１２月の間に退職する方で、住民税の残額について一括徴収を希望される場合はご連絡下さい。連絡がない場合は普通徴収とします。なお、１月～４月の間に退職する場合は、原則として一括徴収とします。 | □ |

＜退職後の健康保険について＞

退職後の健康保険は一般的に次の選択肢があります。手続の可否は各制度によりますので、詳細は手続窓口で確認して下さい。

①国民健康保険に加入する。（市町村役場で手続　保険料は市町村役場で確認して下さい。）

②被扶養者となる。（被保険者の勤務先で手続）

③任意継続被保険者となる。（住所地の社会保険事務所で手続　保険料は退職前の健康保険料の２倍です。ただし上限があります。）